

特集 まちづくりへの 思いは一つ

～登別市市民自治推進委員会の活動状況のお知らせ～



市民の積極的な参画による協働のまちづくりを推進するため、市民・行政・議会それぞれの責務や基本原則を定めた『登別市まちづくり基本条例』が、制定されてから2年目を迎えました。この条例に基づき、昨年10月に設置された『登別市市民自治推進委員会』が、市民自治の実現に向けて活発な議論を進めています。

今月号では、この市民自治推進委員会の活動の様子をお知らせします。

本格化する少子高齢社会や加速化する環境問題、多様化する生活様式や公共サービスの提供など、バブル経済の崩壊から引き続く厳しい財政状況の下、今、地方自治体はまさに地域の個性化・自立への取り組みなど、その適応にどう対応するのか、その力量が問われています。

また、市民ニーズが多様化する中で、市民の満足度を高めるためには、市民が地域のことについて主体的に考え決定する市民自治の実現を目指すことが期待され、市民と行政、議会が一体となってまちづくりを進めることが求められています。

地方分権時代を迎え、個性的で魅力あるまちづくりを進めるためには、地域のことは自ら考えまちづくりに参加し、その責任も自分たちで負うというまちづくりの仕組みが必要に



▲提言書を提出する登別市まちづくり基本条例検討委員会

なってきました。そのため市は、まちづくりの基本理念を明らかにして協働のまちづくりを推進する『登別市まちづくり基本条例』の制定を目指し、市民による同条例の検討委員会を立ち上げました。市は、この検討委員会からの条例案を含む提言書を基に同条例案の素案づくりを進め、庁内などの調整や議会の議決を経て、『登別市まちづくり基本条例』を平成17年12月に制定しました。

この条例は、市民や行政、議会それぞれの役割や責任、まちづくりへの市民参画の権利などを定め、市の最高規範と位置付けられました。

市民自治推進委員会の 設立

登別市市民自治推進委員会は、登別市まちづくり基本条例第28条にその設置がうたわれ、市民自治の推進や市民と市の協働の在り方などを協議することとしています。この委員